

○南あわじ市文化財保護審議会規則

平成17年1月11日

教育委員会規則第25号

改正 平成27年3月2日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南あわじ市文化財保護条例（平成17年南あわじ市条例第85号。以下「条例」という。）第39条第6項の規定に基づき、南あわじ市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、又はこれらの事項に関して南あわじ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に建議することができる。

- (1) 文化財の指定又は指定解除に関すること。
- (2) 無形文化財の保持者又は保存団体若しくは無形民俗文化財の保存関係者の認定又は認定解除に関すること。
- (3) 条例第13条（条例第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可又は指示に関すること。
- (4) 条例第17条（条例第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限又は禁止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項について専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、教育委員会の職員のうちから教育長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年教育委員会規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。